

## 第101回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年（2025年）10月24日（金） 午後1時30分から午後2時55分  
開催場所 姫路市役所 本館10階 第2会議室

### 農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	後藤明彦	出席		
2	小林 隆	出席	○	
3	森下光春	出席	○	
4	大西正紀	出席		
5	岡本富博	出席		
6	船引政則	欠席		
7	嘉ノ海敏明	出席		
8	青田俊則	出席		
9	沼田 静雄	出席		
10	嶋田秀文	出席		
11	飯塚祐樹	欠席		
12	竹内己良	出席		
13	橋本静枝	出席		
14	小林弘行	出席		
15	吉田勝博	欠席		
16	竹内光明	出席		
17	福永信幸	出席		会長職務代理者
18	青田誠	出席		会長職務代理者
19	田靡仁志	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 3名

## 議事内容

- |       |  |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地確認及び非農地確認について  |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について   |
| 議案第3号 | 農地法施行規則第29条第1号の確認について  |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について   |
| 議案第5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について |
| 議案第6号 | 相続税等納税猶予適格者証明について  |
| 報告第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について                                     |
| 報告第2号 | 農地法第4条の規定による届出の専決について  |
| 報告第3号 | 農地法第5条の規定による届出の専決について  |
| 報告第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請の専決について  |
| 報告第5号 | 合意による解約等の通知について  |
| 報告第6号 | 県許可案件の許可状況について   |
| 報告第7号 | 公共事業等による農地の転用について  |
| 報告第8号 | 農業経営改善計画（認定農業者）の認定について   |

(令和7年10月24日 午後1時30分)

議長 予定の方が揃われましたので、只今から、第101回総会を開催致します。

### 【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員19名中16名の出席で過半数に達しております。会議は成立しております。

なお、船引政則委員、飯塚祐樹委員、吉田勝博委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を小林隆委員と森下光春委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願ひします。

議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号（P1～P2）を説明する。  
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が8件提出されております。

1番です。

飾磨区英賀西町一丁目の田□□□につきまして、「平成16年以前から工場敷地の一部となっている」との申請です。

2番です。

北平野奥垣内の畠2筆□□□□□につきまして、「平成16年以前から山

林となっている」との申請です。  
3番です。  
打越の田□□□□につきまして、「昭和42年から住宅敷地の一部として利用している」との申請です。  
4番です。  
船津町の田2筆□□□□□□□につきまして、「平成16年以前から住宅敷地の一部として利用している」との申請です。  
5番です。  
船津町の田□□□□□□□につきまして、「平成16年以前から資材置場として利用している」との申請です。  
6番です。  
船津町の田□□□□□につきまして、「平成16年以前から住宅及び車庫敷地として利用している」との申請です。  
7番です。  
香寺町恒屋の田□□□□につきまして、「昭和50年から農業用倉庫敷地として利用している」との申請です。  
8番です。  
香寺町恒屋の田□□□につきまして、「平成11年以前から露天駐車場として利用している」との申請です。  
現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適當である」との意見を頂いております。  
各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。  
以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議をお願いいたします。

議長 有難うございます。  
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員 ・・・。

議長 特にないようですので、承認とすることによろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。  
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 [農地法第3条の規定による許可申請について]  
議案第2号（P3～P4）を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、14件の申請が提出されております。参考資料（3条）もあわせてご覧ください。  
所有権の移転が8件、賃借権の設定が1件、使用貸借権の設定が5件で、市街化区域の案件が1番から3番、6番である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件となっております。申請地は、9番と12番以降が「貸付地」である外はいずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人はいずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な機械及び従事者等を確保しております。「通作距離」につきましては、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。1番から5番につきましては、現在耕作面積が0m<sup>2</sup>の新規農家の方の案件です。いずれも営農計画書が添付されております。

1番です。

なおこの案件、現在耕作面積が0m<sup>2</sup>ですが、中南部地区農政協議会では「経験があるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

2番です。

なおこの案件、現在耕作面積が0m<sup>2</sup>ですが、中南部地区農政協議会では「経験があるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

3番です。

なおこの案件、中南部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。この案件につきましては、地区協議会において、作付作物が「水稻」でありながら農業機械に田植機が含まれていないことの指摘がありましたので、事務局から申請人に確認したところ、田植機は近隣の人に借りて田植えをしているとのことでしたので、補足させていただきます。

4番です。

なおこの案件、現在耕作面積が0m<sup>2</sup>ですが、北東部地区農政協議会では「面積も小さく経験もあるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっています。

5番です。

なおこの案件、北東部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。

6番以降につきましては、既に耕作面積がある方の案件です。

6番です。

大塩町の畠□□□につきまして、大塩町の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

7番です。

太市中の田、畠2筆□□□□□□□につきまして、相野の□□□□□□が、□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻、タケノコ」となっております。なお、譲受人は申請地の集落内に転居予定とのことです。

8番です。

9番です。

山田町南山田の田□□□□□□□につきまして、山田町南山田の□□□□□□□が、□□□□□□□から「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されると、耕作面積は□□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。なお、申請地は、利用権による耕作者の設定がなされていますが、今年の11月が終期となっています。

10番です。

豊富町御蔭の田□□□□につきまして、豊富町御蔭の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

1 1番です。

別所町別所の畠□□□□につきまして、別所町北宿の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

12番以降につきましては、農地に設定された利用権が終期を迎えたことからの切り替え更新手続き分の案件となっております。現在の借人が引き続き借り受けて耕作されるものとの申請となっており、使用貸借権の設定が3件となっております。許可後の耕作面積に変動はありません。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいいたします。

## 議長

有難うございます。

まずは、全14件の許可相当の判断について、審議したいと思います。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、あるいは補足事項等はございませんか。

委員

1番の案件について、補足します。

この人は、会社員をしていたのですが農業に目覚めて、親のホウレンソウ栽培を手伝うなどしていたのですが、この度家族会議を開いて、会社を辞めて本格的に農業を目指すことにされたそうです。それで、同じく農業をやっている私の息子と年齢も近く親しくして来ていて、農業について私も度々相談に乗っていて、是非応援していきたい人ですので、よろしくお願ひします。

議長

報告、ありがとうございます。

その他、なにかございますでしょうか。

## 各 委 員

• • •

## 議長

特はない様ですので、それでは次に、新規農家の聞き取り調査についてですが、事務局からの説明もありましたが地区協議会の意見では、3番と5番については必要、1番、2番、4番、6番、7番については必要なし、との意見でしたが、こちらについてなにかご意見等ありますでしょうか。

## 各 委 員

• • •

議長

特はない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。いずれも許

	可相当と判断される方は挙手をお願いします。
各 委 員	(全員挙手)
議 長	<p>全員の挙手をいただきましたので、いずれについても許可相当といたします。</p> <p>また、3番と5番について、11月5日に来ていただいて新規農家の聞き取り調査を実施することとします。</p> <p>続きまして、議案第3号「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第3号(P5)を説明する。</p> <p>〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕</p> <p>200m<sup>2</sup>未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可は不要となっていますが、これに該当するとして2件の確認願が提出されております。参考資料(則29条転用)もあわせてご覧ください。</p> <p>どちらも、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。</p> <p>1番です。</p> <p>香寺町田野の田の一部□□□□□□□につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。「事業内容」につきましては、範囲面積65m<sup>2</sup>の農業用倉庫を1棟設置する計画となっております。</p> <p>2番です。</p> <p>山田町南山田の田□□□につきまして、「農作業場として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「農作業場」となっております。</p> <p>どちらの案件も、北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出でおりません。</p> <p>以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>有難うございました。</p> <p>事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。</p>
各 委 員	・・・。
議 長	特にないようですので、承認とすることでよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。</p> <p>それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第4号(P6～P7)を説明する。</p> <p>〔農地法第5条の規定による許可申請について〕</p> <p>説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。2番と3番の案件でございますが、隣接及び農区水利同意書について申請者から追加で提出があり、どちらも同意が得られていますので同意ありに訂正をお願いいたします。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、7件の申請が提出されております。参考資料(5条転用)もあわせてご覧ください。</p> <p>いずれも調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては</p>

いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっており、「転用に必要な資力」につきましては、いずれも確保されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

なおこの案件、転用面積が1,000m<sup>2</sup>を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当」との意見となっております。

2番です。

3番です。

4番です。

5番です。

なおこの案件、転用面積が1,000m<sup>2</sup>を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当」との意見となっております。

6番です。

なおこの案件、転用面積が1,000m<sup>2</sup>を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当」との意見となっております。

7番です。

なおこの案件、転用面積が1,000m<sup>2</sup>を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としては、「許可相当」との意見となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございました。

1番と5番と6番と7番について、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しましたので、メンバーの委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

## 委員

A large grid of 100 empty square boxes arranged in 10 rows and 10 columns. The boxes are white with black outlines, and they are evenly spaced both horizontally and vertically, creating a clean, organized pattern.

議長	はい、報告、ありがとうございました。 事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各委員	・・・。
議長	特にないようですので、それでは採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。
各委員	(全員挙手)
議長	全員の挙手を確認しましたので、許可相当とします。 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第5号（P8～P21）を説明する。 〔農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について〕
	農地中間管理事業にかかる農地の貸し借りにつき、農地中間管理機構である公益社団法人ひょうご農林機構から、農用地利用集積等促進計画を県知事へ認可申請するにあたり、農業委員会の意見を求められているものでございます。参考資料（中間管理）も併せてご覧ください。
	農業委員会としましては、農地法3条の許可基準を準用して、意見についての審議をいただくことになります。
	この度の権利設定は、全体として、合計が「189件、310筆、371,059m <sup>2</sup> 」の計画となっており、このうち、新規の設定は「41件、47筆、59,041m <sup>2</sup> 」となっております。
	案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とこととされております。80番から151番が□□□□□□□□□□□□の案件となっております。また、参考資料の集計に誤りがあり59番から77番が□□□□□□□□□□□□の案件となっておりますので、まず、それ以外の1番から58番、78番、79番、152番から189番の案件についてご審議をお願いいたします。
	全体として、合計が「98件、115筆、152,041m <sup>2</sup> 」の計画となっており、このうち、新規の設定は「40件、46筆、58,044m <sup>2</sup> 」となっております。
	北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。本日の審議の結果を、ひょうご農林機構へ送付したいと考えております。
	以上、農用地利用集積等促進計画への意見につきまして、よろしくご審議お願いいたします。
議長	只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
委員	備考に「新規（権利継承）」と記載された案件がありますが、これはどういうものでしょうか。相続に類するものですか。
事務局	前設定者が亡くなられていまして、今回権利の設定を受ける者は、その子にあたる関係となります。

委 員	権利が使用貸借であれば、死亡により終了するのでないですか。
事 務 局	ひょうご農林機構と農政総務課の協議の結果、このような形となりました。貸人とも調整済みとのことです。今回の受け手は認定農業者になりたいとの思いがあり、いずれは農業を継承していたと思いますし、このような判断に至ったようです。
議 長	その他、なにかございますでしょうか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、承認することでよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。
議 長	[□□□□関係の案件] それでは、□□□□、ご退室をお願いします。
	【□□□□ 退室】
事 務 局	それでは、59番から77番についてご説明いたします。 参考資料の集計から漏れておりますが、全体として、合計が「19件、45筆、50, 335m <sup>2</sup> 」の計画となっており、いずれも再設定となっております。 北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。 以上、どうぞよろしくご審議お願いいいたします。
議 長	只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、承認することでよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。
	【□□□□ 入室】
議 長	□□□□の案件は承認となりましたので報告します。
議 長	[□□□□関係の案件] それでは、□□□□、ご退室をお願いします。
	【□□□□ 退室】
事 務 局	それでは、80番から151番についてご説明いたします。 全体として、合計が「72件、150筆、168, 683m <sup>2</sup> 」の計画となっており、このうち、新規の設定は「1件、1筆、997m <sup>2</sup> 」となっております。 北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでおりません。 以上、どうぞよろしくご審議お願いいいたします。

議長	只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各委員	・・・。
議長	それでは、承認することによろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
議長	「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。
	【□□□□ 入室】
議長	□□□□の案件は承認となりましたので報告します。 次に、議案第6号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第6号（P21～P22）を説明する。 〔相続税等納税猶予適格者証明について〕  今月は、証明願が3件出ております。 1番です。 大津区勘兵衛町の□□□□□□が所有されていました市街化区域の農地5筆を、同居の妻であります□□□□□□が相続するというものです。農地の利用状況は、大津区恵美酒町二丁目の3筆は蓮根を作付けされており、大津区勘兵衛町二丁目の2筆は畑作、果樹栽培をされています。 なお、中南部地区農政協議会では、適当であるとの意見をいただいております。 2番です。 青山の□□□□□□が所有されていました市街化区域の農地2筆を、同居の子であります□□□□□□が相続するというものです。農地の利用状況は、□□□□は稻作、□□□□□は畑作をされています。 なお、北西部地区農政協議会では、適当であるとの意見をいただいております。 3番です。 保城の□□□□□が所有されていました市街化区域の農地7筆のうち2筆を、同居の子であります□□□□□□が相続するというものです。農地の利用状況は、□□□□は稻作、□□□□□は畑作をされています。 なお、中南部地区農政協議会からは適当であるとの意見をいただいております。 適格者証明書の交付の可否について、ご協議いただきますようお願いいたします。
議長	只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各委員	・・・。
議長	それでは、承認することによろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
議長	「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。 次に、報告事項に入ります。 報告第1号について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局

報告第1号（P23）を説明する。  
〔農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について〕

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る聞き取り調査について、9月にご審議いただきました新規農家3件の聞き取り調査を、10月1日に実施していただきました。

当日は、いずれも本人が来庁され、担当委員から、本人の営農意欲、農業機械等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しておりますことを報告いたします。

## 議長

報告ありがとうございます。  
それでは、聞き取り調査メンバーの委員から発表をお願いします。

## 委員

A large grid of 100 empty square boxes arranged in 10 rows and 10 columns, intended for handwriting practice. The grid is composed of thin black lines forming a continuous pattern of squares across the page.

## 議長

報告ありがとうございました。  
なにか、ご意見ご質問等ありますか。

## 各 委 員

• • •

## 議長

特にないようですね。  
次に、報告第2号について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局

報告第2号（P24）を説明する。  
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、9月5日から10月9日の間に受け付けたもの、5件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

## 議長

各 委 員	・・・。
議 長	特にないようですので、確認といたします。 次に、報告第3号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第3号（P25～P32）を説明する。 〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕  市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、9月5日から10月9日の間に受け付けたもの44件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。
議 長	有り難うございます。何かご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですので、確認とすることでお願いします。 次に、報告第4号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第4号（P33）を説明する。 〔農地法第5条の規定による許可申請の専決について〕  裁判所の競売案件について、5月にご審議いただき、6月4日付で買受適格証明書を発行しました件につきまして、入札の結果、落札された□□□□□□□□□□□から7月29日に5条許可申請が提出され、その内容は買受適格申請と同じであると認められたため、会長専決により、意見書を付してすでに県へ送付しておりますので、ご報告いたします。
議 長	有り難うございます。何かご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですので、確認とすることでお願いします。 次に報告第5号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第5号（P34～P35）を説明する。 〔合意による解約等の通知について〕  合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が3件、使用貸借契約の解約の通知が8件ございました。このうち、利用権に該当するものは4件で、農地中間管理事業に該当するものは3件です。 賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。 報告は、以上です。
議 長	有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですね。確認をお願いします。 次に報告第6号について、事務局から説明をお願いします。

事務局	報告第6号（P36）を説明する。 〔県許可案件の許可状況について〕
	県許可案件の許可状況について、報告します。今回、追加資料もありますので、あわせてご覧ください。 9月と10月において、あわせて9件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。
議長	報告、有り難うございます。確認をお願いします。 次に報告第7号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第7号（P37）を説明する。 〔公共事業等による農地の転用について〕
	国、県、市等が行う公共事業等を実施する場合で農地転用許可を要しないものについて、農業委員会に対し2件の報告がありました。 どちらも、兵庫県中播磨県民センターからの、一時転用の案件です。 報告は、以上です。
議長	有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。
各委員	・・・。
議長	ないようですね。確認をお願いします。 次に報告第8号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第8号（P37）を説明する。 〔農業経営改善計画（認定農業者）の認定について〕
	9月の会長決裁分について報告します。 案件は1件です。 新規の申請になります。 安富町名坂、安富町安志で稲作、雑穀・いも類・豆類の複合経営をされている□□□□□□につきまして、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることから、問題はなく、認定農業者として「適切である」と農業委員会から市長へ回答していました。その結果として、令和7年9月29日付けで新規認定したと市長から農業委員会へ通知がありましたので、ご報告いたします。 報告は以上です。
議長	有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。
各委員	・・・。
議長	ないようですね。確認をお願いします。 以上で、本日の議題は、すべて終了しました。 全体を通して、何かございますか。
委員	転用許可が出された農地ですが、周辺の草刈りがなされておらず困っています。許可の際に、草刈り等を行うことを条件としてつけるようなことはできないのですか。
事務局	転用許可が出た段階で農業委員会としては、縦割りではありますが管轄では

なくなりますので、その後は、農地以外の土地につきましてはまちづくり指導課において、自治会からの要望により草刈り指導文書を送付してくれることですので、こちらを利用していただくことになります。

議長 ほかに、なにかございますか。

各委員 ・・・。

議長 ないようですので、それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後2時55分 終了)

議事録署名委員

(議長)

田 麻 仁 志

---

(署名委員)

小 林 隆

---

(署名委員)

森 下 光 春

---